

東京技芸国民健康保険組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険料を3か月分免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の収入減少(※)が見込まれる世帯の方

⇒ **保険料の一部を免除**

※保険料が減免される具体的な要件

組合員の事業収入又は給与収入の種類ごとの収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**保険料の減免月数**は、事業収入等に係る減少率に応じて下記の表の各区分に掲げる月数です。

減少率	減免割合
5 / 10 以上	3ヶ月
5 / 10 未満 4 / 10 以上	2ヶ月
4 / 10 未満 3 / 10 以上	1ヶ月

※保険料滞納者は減免の対象外です。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは東京技芸国民健康保険組合にお問い合わせ下さい。

申請書類が必要な方は組合事務室までご連絡ください。

東京技芸国民健康保険組合

電話：03-5817-4951